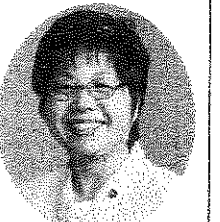


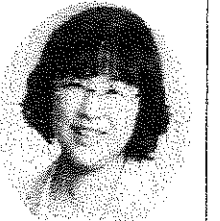
# 9月議会報告

日本共産党  
熊谷市議会  
市役所内  
524-1111  
議員団控室



大山みちこ

090/2540/3582



桜井くるみ

080/5026/6701

ブログ・ツイッター・  
フェイスブックもご  
覧ください。

政務活動費で  
発行しています

# 年金制度の確立を求める請願(略)不採択!

会期8月30日～9月19日。平成29年度補正予算、市税条例など執行部提出議案には賛成しました。議員提出の「森林環境税の創設」議案には反対。「年金制度の確立を求める請願」には紹介議員となり採択を求め討論しましたが、不採択となりました。

## 「安心して暮らせる年金制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願

(請願者) 年金者組合熊谷支部 井田雅夫支部長  
(紹介議員) 大山美智子・腰塚菜穂子  
(請願に賛同議員)

大山美智子・桜井くるみ・黒沢三千夫・千葉義浩・腰塚菜穂子  
大山美智子が採択を求め討論(敬称略)

### 討論の要旨

請願は「年金の毎月支給」と「支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと」を求めた。

原則 65歳の支給年齢を先延ばしすることは国民生活にかかわる大問題で、高齢期の生活に大きな打撃を与える。

国は年齢引き上げの理由に、財源不足を上げている。

国民年金の納付率は約6割で、特に若者を含む非正規で働く人の納付率が低い。今年8月から資格期間が10年と短縮されたが、国民の怒りが改訂につながったこと、これ以上納付率が下がることは避けたいとの理由ではないか。これまでも納付記録漏れの解決に4000億円、公的年金流用で『グリーンピア事業』など、年金給付以外

の用途に56年間で6兆7878億円が使われた。また、歴代政権は「年金積立金は安定運用が原則」とし株式運用は一部に限定してきたが、安倍内閣は株価維持に使うことを「成長戦略」の目玉にした。

国民には「年金財政が苦しい」と、支給削減や保険料引き上げを押しつけ、国民から集めた巨額の積立金を、金融界や大企業の利益のために使うなどもってのほか。集めた保険料は国民のために使うのが当然である。

年金の支え手を増やすため、正規雇用を増やすなど一体的に解決しなければならない。年金の保障は、若い人たちが親の暮らしを経済的に援助せずに済む事にもつながる。

### 主な補正予算など

#### 熊谷市初の病児保育室 熊谷生協病院内に開設

来年4月～ 定員8名  
改修工事に補正予算

400万円

#### 街路灯リニューアル

商店街が実施する街路灯のLED化や古い街路灯の撤去費用に補助

2321万円

#### 学校給食センター 調理・搬送業務委託

公募型プロポーザル競争方式で業者選定する。  
5年分の委託料は上限17億円

#### 熊谷駅正面口 駅前広場の改修

ラグビーワールドカップ2019に向け冷却ミストと夜日よけの設置  
2年間で上限  
5億8000万円



## 「二重課税となる」 森林環境税の創設に反対!

日本共産党議員団を除く他の全議員で、森林環境税の創設を求める議案が採択されました。桜井くるみ議員が反対討論を行いました。

『森林環境税』は、平成29年1月現在、森林整備を主な目的として38府県と横浜市で導入されており、個人住民税の均等割りに400円～1200円を上乗せし、法人には均等割額に5%から11%を上乗せしている。

すでに導入している自治体からは、『森林環境税』は「国民すべてに新たな負担を強いる、形を変えた消費税と言えらるもの。このうえ国で導入されれば二重課税になる」との反発が相次ぎ、導入を先送りした経緯がある。

埼玉県では平成20年4

健全な森林の育成と持続的な林業経営のために、木材中心の加工・流通体制をあらためること。また、環境にかかわる全ての分野で大企業の製造責任・排出責任を問う環境保全のルールを確立するべきで、「地球温暖化対策税」の拡充を図るべきと考える。

# アスベスト被害から 市民の健康を守るために

大山みちこ

アスベストは2005年までの76年間で約1000万tが輸入され、8・9割が建材に使用された。2014年の肺がん・中皮腫など石綿関連疾患の労災認定者は1079人。約半数は建設業従事者で、今後も長期にわたりアスベストによる疾患の発生は避けられないと考えられる。

危険性を知りながら、膨大な建材を製造・販売した企業や安全配慮義務を怠った元請け建築業者、暴露防止・安全措置と製造禁止措置を怠った国の責任は、本当に大きい。市民の健康は大丈夫なのか、アスベストの被害が生じないよう取り組まれているか質問。

問 公共施設にアスベストは使われているか。

答 平成17年に21施設あり、18施設は除去済である。現在、残りの3か所で基準以下である。本庁舎の食堂工事でアスベストの吹付が見えられたが、飛散はない。現状のまま適切な管理を行うとした。施設管理者が表面の状態及び施工場所の使用状況等を定期的に点検し、環境部で年に一度、室内環境濃度測定を行い、管理状況の把握を行うなど、適切な管理をしていく。

問 民間建築物の現状は。

答 床面積1000㎡以上のアスベスト建築物は380棟。うち、未対策の建物は24棟。

問 市の対策と申請は。

答 アスベストの調査費用に一定の補助をしている。補助金申請は1棟で、該当建築物はすでに除却されている。

問 スーパーやデパートなど大規模商業施設も含まれているか。

答 大規模商業施設は既に対策済み。

問 床面積1000㎡未満で、アスベスト使用の民間建築物への対応は。

答 建設リサイクル法で床面積80㎡を超える解体は、市への届け出が義務付けられている。アスベスト混入がないよう、分別解体等の実施が義務付けられている。

(参考)

熊谷市議会は、平成24年9月議会において「石綿による建設技能者の健康被害の拡大防止」などを求める意見書を全会一致で採択し、国に意見書をあげている。

その他の質問

■図書館機能の拡大について  
■学力向上補助員の増員を

# 日本共産党議員団の一般質問

桜井くるみ

# 部落差別解消の推進に関する法律への対応について

同和特別対策は15年前に「目的は達成した」として終了したが、「部落差別の解消の推進に関する法律(新法)」が昨年12月に成立した。新法が部落問題に新たな障壁をつくりだすものになっていくのではと懸念する。

問 新法は理念法であり「予算措置を伴わない」とされているが。

答 新法は部落差別の存在を明確にし、差別は許されないもので、その解消は国及び地方公共団体の責務であることを明記した。引き続き、一般施策として取り組んでいく。

問 新法成立にあたり衆参両院で付帯決議があったが、どう見ているか。



問 人権の意識調査は成人、小中高校と毎年対象を変えている。子どもへの設問に「現在でも同和問題(部落差別があると思うか)」とあるが、「部落差別をしたことがあるか、しているところを見たことがあるか」としなれば差別の実態がわからないのではないか。

問 混住が進み、同和特別対策も終わり、同和地区と特定できるところはないはず。対応マニュアルには、「問い合わせた方に「あなたの問い合わせは部落差別です」と明確に伝えている」となっている。市が地域を指定して様々な事業を取り組んでいるのに、矛盾していると考ええる。

問 7つの同和運動団体に約16万円から最大1575万円の補助金が出ている。資料購入費は3団体に最大約51万円の実績である。内訳は。

答 資料購入費のすべて団体の機関紙(1団体最高157部で、行政内部や全小・中学校での情報収集のため配布。機関紙は無料で市に届けるべきで、部数が多すぎる)を考える。

問 差別解消の必要性に対する国民の理解を深めることや、教育及び啓発により新たに差別を生むことがないように留意し、真に部落差別の解消に資するものとなるよう、内容、手法に配慮することと認識している。

問 成人への設問で「住宅や生活環境を選ぶ際に同和地区であった場合、避けることがあると思うか。」とある。この設問こそ、いつまでも同和地区の存在を認め、残すことにつながりはしないか。「設問にある同和地区とはどこですか?」と聞かれたらどう答えるのか。

問 具体的な同和地区に関しては答えない。同和地区に関する問い合わせは、対応マニュアルに基づき行う。

問 子どもの貧困に向き合う就学援助対象児童生徒の拡大等

その他の質問

■子どもの貧困に向き合う就学援助対象児童生徒の拡大等

■子どもの貧困に向き合う就学援助対象児童生徒の拡大等

■子どもの貧困に向き合う就学援助対象児童生徒の拡大等

■子どもの貧困に向き合う就学援助対象児童生徒の拡大等

■子どもの貧困に向き合う就学援助対象児童生徒の拡大等

■子どもの貧困に向き合う就学援助対象児童生徒の拡大等

■子どもの貧困に向き合う就学援助対象児童生徒の拡大等